

	合登、執谷、湯の谷および国有林の区域（林班番号 46. 47. 48 の一部（イ小班を除く））を除いた区域			
--	---	--	--	--

(別図省略)

- 2 区域の変更を必要とする理由
 今回農業振興地域を拡大しようとする区域は、農村基盤総合整備事業が実施され、今後とも農業の振興を図ることが相当であると認められることから、さきに指定した農業振興地域の区域を変更するものである。
- 3 関係図面
 熊本県農政部農政課及びあさぎり町農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 405 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域として昭和 47 年 5 月 30 日熊本県公告第 509 号で指定した区域の一部を同法第 7 条第 1 項の規定に基づき次のとおり変更する。
 平成 17 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 変更しようとする区域の範囲及び規模

当初指定年度	地域名	変 更 前		変 更 後	
		区域の範囲	地域の規模	区域の範囲	地域の規模
昭和 45 年度	多良木地域	大字奥野の全域、大字多良木のうち字上の田、上鶴、永屋、ナバエ松、岩井、屋敷、牧の元を除く区域、大字黒肥地のうち字上永谷、笹の谷、葉木、大仁田、木屋敷、井の谷及び国有林（林班番号 40、41、42、43）を除いた区域ならびに大字槻木のうち字猪の子谷、札のとう、竜バノ越、高滝、高竹、大久保、大久保谷、下槻木、改掛、小川内、横尾立、サエノ野、竹木、スタノテ、永原、中八谷、七九野、丸屋野、永原谷、古屋敷、不戸ノ藪、アクリ、シオリ、栗林、桑鶴、孝崎川、ツヅラ平、黒サエ、エボシガノ、フキ谷、中尾野、中尾ノハキ、湯原、冷水、下桑鶴、はえば、杉谷、鎌たき、轟の又、横尾、石マタ、花立、塚山、孝崎川、丸野、市の俣、ハギノヲ、赤木、オコシ、カタノハキ、テング塚、シゲリ、イヌクライ、不ヶ原、ガタ、蔵の萩、モエ川内、井戸、岩下西平、岩下、狩惚、小平、中の俣、湯の原、無田ヶ野、ヨリコ谷、タカノス、山柿谷、源蔵屋敷、無田野坪、宮内、下大倉、大倉、第二高滝、杉ノ尾、イバンノ、カゲンノ、トガノラ、内の畑、畑、藤田、赤松、上ヶ滝、赤松および国有林（林班番号 5～8、12～16）を除いた区域。ただし、国有林（林班番号 40）のうち 18.5ha については地域の範囲に含める。	7,440 ヘクタール	多良木町大字奥野の全域並びに大字多良木、大字黒肥地及び大字槻木の一部を除いた区域（別図に定める範囲）	7,442 ヘクタール

(別図省略)

- 2 区域の変更を必要とする理由
今回農業振興地域を拡大しようとする区域は、農村基盤総合整備事業が実施され、今後とも農業の振興を図ることが相当であると認められることから、さきに指定した農業振興地域の区域を変更するものである。
- 3 関係図面
熊本県農政部農政課及び多良木町産業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 406 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
 - ア APR 形移動用無線機 312 台
 - イ APR 形オートバイ用無線機 42 台
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 18 年 1 月 31 日 (火)
 - (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6348
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 17 年 5 月 18 日 (水) から平成 17 年 6 月 14 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 17 年 6 月 28 日 (火) 午前 10 時から
 - イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
 - (4) 入札書の提出方法

- 4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成17年6月27日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年6月23日(木)までに3に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 2以上の意思表示を行った入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary
- (1) Name and quantity of merchandise:
ア Movable wireless machines of APRtype 312-set
イ Wireless machines for APRtype motorcycle 42-set